

富士高等学校定時制生徒心得

この心得は高校生として学業に励む本校での生活と、社会の一員としての責任を果たす生活のそれぞれに共通する事項であり、加えて富士高生としての自覚を持って生活するためのものである。

1.生活全般について

- (1) 校内・校外を問わず、法律・条例に違反する行為は絶対に行なわないこと。
- (2) 非社会的・反社会的な行為・言動を行なわないこと。
- (3) 学校・個人の信用・信頼を失墜させるような行為・言動は行なわないこと。
- (4) 公共の場という認識を忘れず、一般社会の常識・良識に基づいて他者と接すること。
- (5) 携帯電話・パソコンの使用には十分注意すること。(SNSでの誹謗・中傷は絶対に行なわないこと)

2.服装・頭髪などについて

- (1) 服装や頭髪は TPO を意識した服装を心がける。
特に一般社会からの誤解を招く恐れのあるものについては禁止する場合もある。
- (2) 履物は特に指定しないが、底が固く床を傷めやすいもの、歩行時に大きな音がするものは避ける。

3.学校生活について

- (1) 学校の施設は公共の物であり、大切に利用し、いたずらや破損行為は絶対しないこと。
- (2) 教師に対する言葉遣いや態度は、高校生として礼儀をわきまえ、非礼を慎むこと。
- (3) 学校内外の清掃美化に協力すること。各自で出たゴミは持ち帰ること。
- (4) 終業後はクラスごとに、戸締り(暖房器具)、机・椅子の整頓、教室の美化などを心掛けること。
- (5) 貴重品や現金は各自で管理を徹底すること。尚、高額な現金などは持ってこないこと。
また不要な物を校内に持ち込まないこと。
- (6) エレベーターの使用は禁止する。ただし、特別な事情により使用許可の申し出があった場合は、使用を一定期間認める場合もある。
- (7) 下校の際は1人での帰宅を避けること。

4.授業・ホームルーム・行事について

- (1) 私語は慎み、担当教師から注意を受けた場合は、指導に素直に従うこと。
- (2) ガムは噛まないこと。また、飲食類は机上に置かないこと。
- (3) 携帯電話の使用は HR 時、授業中、生徒集会時には、一切禁止する。
それ以外の時の使用は他者の迷惑にならないように十分に注意すること。
- (4) やむを得ず欠席または遅刻をする場合には、必ず担任へ連絡すること。行事についても同様とする。

5.定期試験について

- (1) 不正行為や疑わしい行為は絶対にしない。
- (2) 指定された場所に座ること。
- (3) 机上には許可されたもの以外は置かないこと
- (4) 筆記用具の貸し借りはしないこと。
- (5) 試験期間中は、原則として途中退出はできない。
- (6) スマートフォン、スマートウォッチ等、情報機器としての機能を有する物は、電源を切り、絶対に手元に置かず、バックの中に入れておくこと。

6.部活動について

部活動は顧問の監督指導の下で行い、原則として21時30分までに活動を終え鍵を職員室に戻し、すみやかに下校すること。

7.車両通学について

- (1) 道路交通法及び学校の交通指導をよく守り、安全運転に徹すること。
- (2) 本校では自転車、原付一種および普通乗用車による通学を認めているが許可制である。
- (3) 職員による定期的な点検などを受けない場合、車両通学を許可しない。
- (4) 学校内を通行する時は、必ず徐行すること。
- (5) 車両を利用しての交通違反は一切しないこと。
- (6) 登録事項に変更が生じた場合（例えば車両変更等）は直ちに学校へ届け出ること。
- (7) 車両の貸し借りはしないこと。
- (8) 学校の実施する交通安全講習会には必ず出席すること。
- (9) 交通事故が起きた時には、速やかに担任および警察に連絡し、併せて事故処理を行うこと。
- (10) 運転時は、事故を防ぐために運転操作のしやすい靴を着用すること。
- (11) 任意保険は、事故の際のトラブルを避けるために必ず加入すること。
(任意保険なしの車両は、許可しない。)
- (12) 敷地内や学校周辺では近隣の迷惑となるので、原付自転車および普通乗用車運転時の騒音には細心の注意を払うこと。
- (13) 原付自転車および普通乗用車については、違法車両はもちろん、マフラーなどを抜き取り、または改造し、騒音その他安全面で問題のある車両は直ちに許可を取り消す。
- (14) 自転車（通学で使用するもの）にはTSマークを貼り付けること。
- (15) 自転車通学者はヘルメット着用を努力義務とする。令和8年度以降の入学生はヘルメット所持を自転車通学の許可条件とする。
- (16) 普通乗用車の通学許可者は申請許可以外の人を乗せて通学しないこと。
- (17) 以上のルール守れないときには通学許可を認めない。許可してあるものは取り消すこともある。

学校連絡先 代 表 (0545) 61-0100
定時制直通 (0545) 30-7896